

特別金利プラン

期間：令和元年7月1日（月）～令和元年9月30日（月）

JAマイカーローン

【基金協会保証型】

ネット申込み受付中！



←QRコードで検索できます

金利引下げ後

年 **1.30%**

※金利引下げ条件に該当する方に限ります。【※別途保証料 0.50% が必要となります。】

基準金利：1.50%

マイカーローン金利引下げ条件

ネットでお申込みの方

0.20%引下げ



※インターネットからのお申込み（仮審査）は、20歳以上の方となります。

本ローンに関するお問い合わせは、JAうま本・支店窓口または
ローンセンターまでお気軽におたずね下さい。

〇〇〇ローンセンターのご案内〇〇〇

場 所 四国中央市中曾根町1596-2
(JAうま中曾根支店横)
TEL 0896-24-2327

営業日 月曜日～土曜日（祝・祭日を除く）

営業時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～16:00

JAうま



「JAマイカーローン」商品概要説明書

(令和元年9月1日現在)

資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ●ご本人または同居のご家族が必要とされる次の資金が対象です。ただし、営農用トラック以外の営業用自動車は除きます。 <ol style="list-style-type: none"> ①自動車・バイク（ともに中古車を含む）の購入資金および購入に付帯する諸費用 ②自動車等の車検・点検・修理費用、保険掛金 ③運転免許取得のための資金 ④カー用品（カーナビ等）の購入資金 ⑤車庫建設のための資金（ただし、施工費の総額が100万円以内） ⑥他金融機関または信販会社からお借入中の自動車ローン借換 ※個人売買は対象外です。 										
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●当JA地区内に居住する方、または県内に居住し当JA地区内にお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ●お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 <ul style="list-style-type: none"> ・満20歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。 ・満71歳以上の申込みの場合は、当JAと既存取引（農産物代金の入金、年金振込、給与振込、定期積金のうち1つ以上）がある方。 ・お借入人が未成年者の場合は、法定代理人の「同意書」をいただきます。 ※インターネットでの申込みは、満20歳以上の方に限らせていただきます。 ●前年税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします）。 ●勤続（または営業）年数が1年以上の方。 <ul style="list-style-type: none"> ・新卒の農業者、給与所得者および年金受給者の方はこの限りではありません。 ●生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人または同居ご家族の持ち家であること）。 ●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。 										
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ●10万円以上1,000万円以内（1万円単位）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、所要金額の範囲内とします。 ・お借入時に71歳以上の場合は、200万円以内（1万円単位）とします。 										
借入期間	●6ヶ月以上10年以内（1ヶ月単位）とします。										
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかよりご選択いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利型／当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ・変動金利型／お借入後の利率は、基準日（4月1日、10月1日）の基準金利（当JAで定めるパーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ●金利は、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。 										
返済方法	●元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。										
担保	●不要です。										
保証人	●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則、保証人は不要です。										
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ●一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。 <ol style="list-style-type: none"> ①一括前払い・・・ご融資時一括して保証料（年0.5%）をお支払いいただけます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料例（概算金額）】 <table border="1" data-bbox="470 1391 1321 1458"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>8,000</td> <td>13,000</td> <td>18,000</td> <td>26,000</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・金利年1.5%、元利均等返済の場合 ②分割後払い・・・約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（保証料率：年0.5%）をお支払いいただけます。 	お借入期間	3年	5年	7年	10年	保証料（円）	8,000	13,000	18,000	26,000
お借入期間	3年	5年	7年	10年							
保証料（円）	8,000	13,000	18,000	26,000							
手数料	●不要です。										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：0896-24-3737）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 										
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。 										

★チラシ記載の金利は金融情勢等の変化により見直しさせていただくことがあります。

うま農業協同組合

本店営業部 TEL 0896-24-3852 松柏支店 TEL 0896-24-4465 川下支店 TEL 0896-74-3213
 中曽根支店 TEL 0896-24-2213 寒川支店 TEL 0896-25-2111 関川支店 TEL 0896-74-2069
 ローンセンター TEL 0896-24-2327 豊岡支店 TEL 0896-25-0121 川之江中央支店 TEL 0896-58-3200
 金生支店 TEL 0896-58-2168 土居中央支店 TEL 0896-74-3290 川之江支店 TEL 0896-58-3540
 新宮支店 TEL 0896-72-2221 長津支店 TEL 0896-74-2504 川滝支店 TEL 0896-56-3402
 詳しくはお気軽にローンセンターまたは最寄りの支店窓口へご相談ください。